

遺産分割協議書 (見本)

被相続人鈴木太郎の遺産について、同人の相続人全員で分割協議を行った結果、次の通り遺産を分割し取得することに決定した。

なお、相続人は私共だけであり他に相続人はおりません。

第1 被相続人

被相続人 鈴木 太郎

本 籍 東京都墨田区錦糸一丁目1番

住 所 東京都墨田区錦糸一丁目1番1号

出 生 昭和5年1月1日

死 亡 平成31年3月1日

第2 相続人

鈴木 一郎

鈴木 二郎

鈴木 花子

第3 鈴木一郎は、次の財産を取得する。

- ① 千葉銀行千葉支店における被相続人名義の預貯金全額
- ② みずほ銀行東京支店における被相続人名義の預貯金全額
- ③ 商工組合中央金庫墨田支店における被相続人名義の預貯金全額
- ④ スター銀行両国支店における被相続人名義の預貯金全額
- ⑤ 神奈川銀行横浜支店における被相続人名義の預貯金全額
- ⑥ ゆうちょ銀行における被相続人名義の預貯金全額
- ⑦ 被相続人と住友生命保険株式会社との間の保険契約（保険番号1234-567・金1000万円）に係る保険金・給付金・還付金の全て

第4 第3条の遺産については法定相続分を分割割合とする換価分割を行うものとし、鈴木一郎がその払戻手続、換価手続を行い、その払戻金額から相続手続について必要な諸経費を差し引いた残金を、各法定相続人が各法定相続分（鈴木一郎3分の1、鈴木二郎3分の1、鈴木花子3分の1）で取得する。

なお、各相続人は相続税について、上記記載の各法定相続分に基づく申告納税を行うものとする。

第5 鈴木一郎は、次の不動産を取得する。

- | | | |
|---|------|----------------------|
| 1 | 土地 | |
| | 所在地 | 中央区銀座一丁目 |
| | 地番 | 1番1 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 500.00m ² |
| 2 | 建物 | |
| | 所在地 | 中央区銀座一丁目1番地 |
| | 家屋番号 | 1番1 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| | 床面積 | 300.00m ² |

第6 第5条の不動産については法定相続分を分割割合とする換価分割を行うものとし、以下の要領でこれを売却換価し、売却代金から手続について必要な経費を差し引いた残金を、各法定相続人が各法定相続分（鈴木一郎3分の1、鈴木二郎3分の1、鈴木花子3分の1）で取得する。
なお、各相続人は不動産売却に伴う譲渡所得税について、上記記載の各法定相続分に基づく申告納税を行うものとする。

記

- ① 売却に関する一切の行為は鈴木一郎が代表して行うものとし、鈴木一郎は自己の名義で相続登記をする。
- ② 上記不動産内の動産類は、鈴木一郎が廃棄・処分できるものとする。

第7 被相続人の祭祀財産は鈴木一郎が承継する。

第8 被相続人名義の債務が後日判明した場合は、各相続人が各相続分の割合で負担する。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各相続人が署名押印する。

平成31年3月1日

相続人 住 所 東京都中央区銀座一丁目1番1号

氏 名 鈴木 一郎 ⑩

相続人 住 所 東京都中央区銀座二丁目2番2号

氏 名 鈴木 二郎 ⑩

相続人 住 所 東京都千代田区丸の内八丁目8番8号

氏 名 鈴木 花子 ⑩